

平成26年

第1回市議会定例会 議案第47号

函館市児童館条例の一部改正について

函館市児童館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月27日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市児童館条例の一部を改正する条例

函館市児童館条例（昭和35年函館市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条から第9条までを次のように改める。

（開館時間および休館日）

第3条 児童館の開館時間および休館日は、規則で定める。

（事業）

第4条 児童館は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童の健康を増進し、情操を豊かにするための集団的または個人的な遊びの指導に関すること。
- (2) 母親クラブその他の児童の健全な育成のために地域において活動を行う組織の育成に関すること。
- (3) その他児童館の設置の目的を達成するために必要な事業

（使用者の範囲）

第5条 前条の事業にかかわり児童館を使用することができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 児童
- (2) 児童を同伴する者または児童の福祉に関係のある者
- (3) その他児童館の設置の目的から市長が適当と認める者

2 市長は、児童館が前条の事業を行わない時間においては、児童館を専用に使用させることができる。

（使用の許可）

第6条 前条第2項の規定により児童館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、児童館の管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の不許可)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、児童館の使用を許可しない。

(1) 秩序もしくは風紀を乱し、または他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められるとき。

(2) 建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失するおそれがあると認められるとき。

(3) その他児童館の管理上支障があると認められるとき。

(目的以外の使用等の禁止)

第8条 第6条第1項の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、児童館を許可を受けた目的以外に使用し、他人に転貸し、またはその使用する権利を譲渡してはならない。

(使用料および利用料金)

第9条 第5条第1項に規定する者の児童館（指定管理児童館（第17条第1項に規定する指定管理児童館をいう。第3項および第4項において同じ。）を除く。次項において同じ。）の使用料は、無料とする。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により児童館を使用する使用者は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

3 第5条第1項に規定する者の指定管理児童館の使用に係る料金は、無料とする。

4 前項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により指定管理児童館を使用する使用者は、その使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に支払わなければならない。

5 利用料金の額は、指定管理者が、別表に掲げる金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

6 利用料金の支払方法については、指定管理者が、あらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。

第13条を第18条とする。

第12条各号列記以外の部分中「次の各号の一に」を「第7条各号のいずれかに」に改め、同条各号を削り、同条を第16条とし、同条の次に次の1条を加える。

(指定管理者による管理)

第17条 児童館のうち規則で定めるもの（以下「指定管理児童館」という。）の管理は、地方自治法第244条の2第3項の規定により指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 指定管理児童館に係る第4条の事業の実施に関すること。

(2) 指定管理児童館の使用の許可および制限に関すること。

(3) 指定管理児童館の維持管理に関すること。

(4) その他市長が定める業務

3 指定管理者に前項の業務を行わせる場合における第5条第2項、第6条、第7条、第12条、第13条、前条および別表備考の規定の適用については、これらの規定（同表備考を除く。）中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同表備考中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「徴収する」とあるのは「支払わなければならない」とする。

第11条を削る。

第10条の見出しを「（原状回復等）」に改め、同条中「その使用を終ったとき、又は使用の停止若しくは取消しを命ぜられた」を「、児童館の使用を終了したとき、または第12条の規定により使用の許可を取り消され、もしくは使用を停止された」に、「復して」を「回復して」に改め、同条に次の1項を加える。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長は、使用者に代わってこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

第10条を第14条とし、同条の次に次の1条を加える。

(損害賠償の義務)

第15条 児童館に入館した者は、建物、附属設備等を損傷し、汚損し、または滅失したときは、市長の定めるところにより、その損害を賠償しなければならない。

第9条の次に次の4条を加える。

(使用料および利用料金の減免)

第10条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料を減免することができる。

2 指定管理者は、特に必要と認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、利用料金を減免することができる。

(使用料および利用料金の不還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

2 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、特別の理由があると認める場合について、あらかじめ市長の承認を受けて定めるところにより、その全部または一部を還付することができる。

(使用の許可の取消し等)

第12条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、または使用を停止し、もしくは使用の条件を変更することができる。この場合において、使用者に損害が生じても市は、その賠償の責めを負わない。

(1) この条例またはこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 第7条各号のいずれかに該当する理由が生じたとき。

(4) 使用の許可の申請に偽りがあつたとき。

(販売行為等の禁止)

第13条 市長の許可を受けた者以外の者は、児童館またはその敷地内において、物品の販売、寄附の要請その他これらに類する行為をしてはならない。

別表中「第7条関係」を「第9条関係」に、「児童集会室」を「遊戯室」に、「集会室」を「図書室」に、「和室」を「集会室」に、「150円」を「200円」に、「250円」を「350円」に改め、同表備考を次のように改める。

備考 暖房を使用する場合は、暖房に係る使用料として、1室につき1時間までごとに、暖房設備の1時間当たりの最大燃料消費量に実費を勘案して市長が別に定める燃料単価を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を徴収する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の函館市児童館条例（以下「改正前の条例」という。）別表に規定する児童集会室および集会室（改正後の函館市児童館条例（以下「改正後の条例」という。）別表に規定する図書室に相当するものに限る。）の使用の許可を受けている者は、それぞれ改正後の条例別表に規定する遊戯室および図書室の使用の許可を受けた者とみなす。

3 改正後の条例第9条第4項から第6項まで、第10条第2項、第11条第2項および別表（改正後の条例第17条第3項において読み替えて適用される場合に限る。以下同じ。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされた指定管理児童館（改正後の条例第17条第1項に規定する指定管理児童館をいう。以下同じ。）の許可に係る使用について適用し、施行日前の指定管理児童館の使用および施行日前にされた指定管理児童館の許可に係る施行日以後の使用については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、当初許可（施行日前にされた許可で施行日以後の指定管理児童館の使用に係るものをいう。以下同じ。）について変更許可（施行日以後にされた許可で当初許可の内容を変更する

ものをいう。以下同じ。) がなされた場合における当該変更許可に係る使用については、当該当初許可に係る使用料を施行日前に納付していない場合で、当該変更許可に係る使用について改正後の条例第9条第5項および別表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による利用料金の額(以下「変更後額」という。)が、当該変更許可の当初許可に係る使用について改正前の条例第7条第1項および別表の規定の適用があるものとした場合におけるこれらの規定による使用料の額(以下「当初額」という。)を超えないときは、変更後額に相当する額を改正前の条例第7条、第11条および別表の規定が適用される使用料とみなし、変更後額が当初額を超える場合は、当初額に相当する額を改正前の条例第7条、第11条および別表の規定が適用される使用料とみなし、変更後額と当初額との差額に相当する額を改正後の条例第9条第4項から第6項まで、第10条第2項、第11条第2項および別表の規定が適用される利用料金とみなす。

(提案理由)

児童館のうち規則で定めるものの管理を指定管理者に行わせることとし、および規定を整備するため